

とやま出会い応援アプリ「TOYAMA goen」導入企業等募集要項

令和8年1月5日

令和8年1月30日一部改正

令和8年4月15日一部改正

令和8年5月22日一部改正

1 概要

富山県では、若い世代の未来を応援するため、希望する方の出会い・結婚の支援に取り組んでいます。この一環として、福利厚生サービス等により富山県内の企業、団体、事業所*の独身従業員が利用できる、県内企業等専用の出会い応援アプリ「TOYAMA goen (トヤマゴエン)」のサービスを開始します。

TOYAMA goen は、首都圏を中心に全国1,500社以上の企業が導入し、高い実績を上げている、株式会社Ai11が提供するAI縁結びナビゲーションアプリ「Ai11 goen (エールゴエン)」を富山県内企業等専用カスタマイズしたものあり、県と(株)Ai11が共同で運用するものです。

本事業の趣旨に賛同し、TOYAMA goen を導入いただける富山県内企業等を募集します。

※以下 企業、団体、事業者を「企業等」といいます。

2 機能

AIにより、独身従業員同士の出会いからお付き合いまで、関係進展をサポートします。

【紹介ナビゲーション】

進行可能性が高く、ワークライフバランスなど価値観の近い「社外の独身従業員」をご紹介します。

【会話ナビゲーション】

自然な会話や心の距離が近づく質問をAIがアシストすることで、スムーズなやり取りをナビゲートします。

【好感度ナビゲーション】

気になる相手の自分に対する好感度をAIが可視化することで、効率的にアプローチすることが可能です。

3 導入企業等のメリット

- ・カップルの成立により導入企業等の従業員のウェルビーイングが向上します。
- ・手薄になりがちな独身従業員向けの福利厚生充実を後押しします。
- ・従業員を大切にする企業等として県が様々な機会でのPRすることで、企業イメージが向上し、リクルート等でアピールが可能となります。

4 導入企業等の要件

TOYAMA goen の導入要件は、次の全ての要件を満たす企業等とします。

- ① 富山県内に事業所を有すること
- ② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づき、一般事業主行動計画^{*}を策定・届出済又は特定事業主行動計画を策定済であること。

※次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく一般事業主行動計画

事業主が自社の労働者の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画のことです。自社の常時雇用する労働者 101 人以上の企業は、計画の策定が法律で義務づけられています。また、富山県では条例により、常時雇用する労働者 30 人以上の企業に策定を義務づけています。

- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと
- ④ 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 取締役等（事業主が個人である場合にはその者を、事業主が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時各種業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下「取締役等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合
 - イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合
 - ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している場合
 - エ 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
 - オ 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
 - カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している場合
 - キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む場合
 - ク 本事業を実施するにあたり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある場合

5 導入企業等の負担金

TOYAMA goen を導入する際には、富山県内の事業所に勤務する全従業員数に応じた負担金（年額）※をお支払いいただきます。

※ 企業等の負担金は、令和8年6月1日以降分からお支払いいただきます。

【導入企業等負担金一覧】

（年額、税込）

富山県内の事業所に 勤務する全従業員数	負担金	
	プランA※1	プランB※2
1～29人	¥39,600	¥26,400
30～99人	¥66,000	¥33,000
100～299人	¥132,000	¥66,000
300～999人	¥396,000	¥264,000
1,000～1,999人	¥1,478,400	¥1,108,800
2,000～2,999人	¥2,125,200	¥1,570,800
3,000～3,999人	¥2,679,600	¥1,940,400
4,000～4,999人	¥3,326,400	¥2,402,400
5,000人～	¥3,960,000	¥2,772,000

※1 プランAの場合 従業員の利用料：無料

※2 プランBの場合 " : 月額1,100円（税込）/人

6 導入手続等

（1）申請方法

電子申請フォームまたは電子メールにより申請してください。

<電子申請フォームの場合>

- ・以下のURLから必要事項を入力し、申請してください。

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/cLpf6Mt1>



<電子メールの場合>

- ・メール送信の際は、件名を「TOYAMA goen 申込み」としてください。

【提出先】

TOYAMA goen 事務局※（富山県知事政策局政策推進室人口未来課）

E-mail: akikaku@pref.toyama.lg.jp

※TOYAMA goen 事務局

富山県知事政策局政策推進室人口未来課と㈱Ai11で構成

(2) 申請書類

- ・ TOYAMA goen 利用承認申請書（様式第1号）（電子メールの場合）
県のホームページ（右二次元コード）から、申請書をダウンロード
いただけます。



<https://www.pref.toyama.jp/101721/20251222toyamagoen.html>

- ・ 添付書類（電子申請フォーム、電子メール共通）
 - ① 一般事業主行動計画を策定・届出済又は特定事業主行動計画を策定済であることがわかる書類
 - ② 企業等の規模（富山県内の事業所に勤務する全従業員数）がわかる書類※「①一般事業主行動計画又は特定事業主行動計画を策定・届出済であることがわかる書類」に申請する従業員数の記載がある場合、提出を省略することが可能です。

必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることや、確認のためにご連絡することがあります。

(3) 申請受付期間

令和8年1月5日（月）から随時受付中

(4) 審査期間

申請書類を受理した後、要件を満たしているか等の審査を行います。

審査期間は概ね5日間（営業日）ですが、書類の不備等があった場合には審査にお時間をいただく場合があります。

(5) 審査結果の通知

審査の結果、利用を承認又は不承認する旨の決定をしたときは、後日、その結果に関する通知を発送します。

(6) 利用承認後の手続

- ① TOYAMA goen 事務局（株Ai11）から登録手続についてご案内します。
- ② 企業等から TOYAMA goen 事務局（株Ai11）へ「登録申込書」を提出いただきます。
- ③ 登録申込書受領後、TOYAMA goen 事務局（株Ai11）から導入企業等負担金に係る請求書を発送しますので、請求書受領後、負担金をお支払いいただきます。
- ④ TOYAMA goen の利用設定準備完了後、TOYAMA goen 事務局（株Ai11）から企業等へお知らせしますので、企業等内で従業員に TOYAMA goen についてご案内ください。（企業等内での広報資材は TOYAMA goen 事務局から提供します。）

(7) TOYAMA goen に関する問い合わせ先

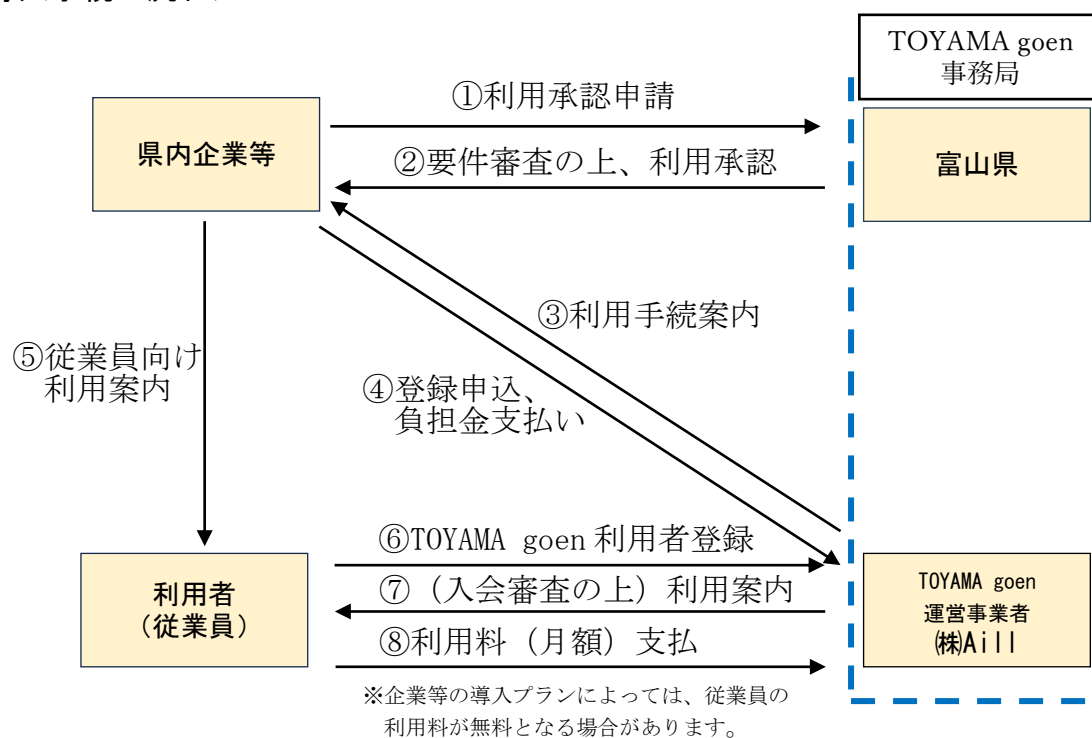
TOYAMA goen 事務局（富山県知事政策局政策推進室人口未来課）山本、杉江

※受付時間は、8時30分から12時及び13時から17時15分まで（土日祝を除く。）

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL：076-444-2174 E-mail：akikaku@pref.toyama.lg.jp

<導入手続の流れ>



5 その他

- ・ TOYAMA goen 運用開始時期：令和8年4月3日～ 試行運用を開始
令和8年5月15日～ 本格運用を開始
- ・ TOYAMA goen 導入後、定期的に利用者数等の状況をお知らせします。
(個人のプライバシーに配慮し、利用者の特定が可能な情報は登録企業等へ提供しません。)
- ・ 登録企業等名は、富山県のホームページのほか TOYAMA goen 運営サイトの「ご利用企業・団体一覧」に掲載させていただきます。
- ・ 提供いただいた企業等の情報および従業員の個人情報は、TOYAMA goen の運営事業者である(株)Ai11 と共有し、本サービスの運用にのみ利用します。